

# 川崎市交通局ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、川崎市交通局ホームページ広告取扱要領第4条に規定する基準として定めるものであり、川崎市交通局長（以下「局長」という。）はこの基準に基づき、川崎市交通局（以下「局」という。）が運用するホームページ（以下「局ホームページ」という。）の広告掲載について、可否の判断を行うものとする。

(川崎市広報印刷物等広告掲載基準の準用)

第2条 局ホームページに掲載する広告の掲載基準については、川崎市広報印刷物等広告掲載基準の規定を準用する。

(個別の基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、局ホームページに掲載する広告の性質に応じて必要な場合には、広告内容等に関する個別の基準を局長が定める。

附 則

この基準は、平成19年 9月25日から施行する。